

2007年4月1日 第5号

トップインタビュー

(株)東京堂書店 大橋信夫社長

(日本書店商業組合連合会副会長)

日本書店商業組合連合会は地域の書店の集まりである都道府県別書店商業組合の全国団体。万引ロスが書店経営を脅かし、地域社会の治安をも損なう大問題であることを、平成15年夏、東京都の竹花豊副知事（当時）に直訴し、その年の暮に「東京都万引防止協議会」が設立される突破口を開いた先駆的な団体である。万防機構では設立以来、丸岡義博会長を理事にお迎えしているが、この度、大橋信夫副会長（(株)東京堂書店社長）に特別インタビューの機会を得た。書店店頭における万引犯罪の実態、業界を挙げての対応姿勢等を中心に伺った。

編集部：「万引倒産」という言葉は確かに書店経営者の皆さんが使い始められたと認識していますが、昨今の状況は如何ですか。

大橋副会長：出版物は一般商品ではあるけれど、文化を担い、一国の教育水準とも関連する特別な知的財産です。その故に業界は「再販制度」の下で全国津々浦々、同一価格で読者に読書の機会を提供する役割を担っているのです。書店は、利幅が低いので、1冊万引されたら5冊売らなければ取り返せません。でも歯を食いしばって書店を続けてきた経営者が、店の商品をゴソッと万引されたり、万引犯を追いかけたりしている最中に「俺は何をやっているんだろう！」と愛想が尽きて廃業した、というようなケースが最近日立ってきました。

編集部：数字の上でも表われているのですか。

大橋：全国の書店の店舗数はこのところ約2%づつ減っています。ところが、書店の売場面積は2%増えているのです。中小書店の減少はもちろん万引だけが理由ではなく、読書離れ、後継者難等とともに、大型書店の支店増加も大きな背景となっています。個々の地域では、書店までの距離が遠くなっているわけで、高齢化が進むこれから日本の社会は大丈夫なのかな、という危惧も感じます。

ところで、デパ地下やスーパーでは「試食販売」が盛んですが、本もまず売場でお客様に自由に手に取って頂いて、内容や装丁を確かめ、買おう、と決意したものをレジで精算して頂く典型的なセルフ販売商品です。ネット販売も盛んですが、手に取って確かめたいというお客様はまだたくさんおられます。書店はいわば試食販売が前提の小売業であり、万引

問題は宿禰のようなものですが、この犯罪に対し警備員の投入・ミラー・ゲートを始めとする防犯機器の導入等の対策を打てる大型書店と、その経費負担力のない中小書店では被害の影響度が異なります。それだけに中小書店の万引対策は真剣であり、死活問題ともいえます。

編集部：業界全体としてはどのように対策に取り組んでおられるのですか。

大橋：手のうちをあまり具体的にお話するのは逆効果なんですが、大まかに言えば、我々は万引問題を被害者と加害者とか、厳罰派と寛容派とか、中小書店と大型書店とか、利害関係者の間だけで解決のつく問題だと考えておりません。

日書連が、全国書店の万引実態調査を行って活動根拠となる数字を把握したのも、また、「万引を見つけたら損害賠償を求める」との文言を入れたポスターを連合会の費用で作成し、書店の店頭に掲示してもらったのも、さらには、万引被害に遭った書店が毅然として告訴し、簡易裁判所の判決を勝ち取るに至った裁判をサポートしたのも、すべて万引は犯罪であることを社会に強く訴え掛けるためでした。それだけ万引問題は根が深く、広く社会全体の力で対処しなければ解決のつかない事柄であると思っています。万引問題を正面から取り上げ、社会の各層を巻き込んで対応しようとしておられる万防機構の姿勢に深い共感を覚える所以です。

編集部：最後に、行政、警察、学校等、関係機関に対するご要望があればお聞かせ下さい。

大橋：万引のような多角的な取組みを要求される社会問題に対して、行政の仕組みはタチ割りに過ぎます。この問題をボテンヒットにしたまま放置しないで頂きたい。次に、万引は防止も大変ですが、起きてしまってからの処理もきわめて重要です。警察は万引犯罪を軽視せず、また被害者への配慮も忘れず、合理的に処理して頂きたい。また学校関係者の方々には、万引問題を隠そうとせず、真正面から取扱って対応してほしい、とご要望したい。体育の先生が店に駆け付けて来て、いきなり生徒を殴り付けるような処置が常にベストであるはずはありません。

編集部：貴重なご体験談ありがとうございました。



委員長インタビュー 第5回



1. 報道機関から見た昨今の世相

編集部：吉川さんはテレビ番組でよく事件・事故等にコメントをされておられるのを拝見しますが、報道の現場から、昨今の世相をどうご覧になりますか。

吉川委員長：社会の安心・安全が脅かされている、というと紋切り型になりますが、昔の日本社会だったら、一旦壊れても社会の力で修復されたような傷や歪みが、そのままに置かれることによって、さらに広がっていく不安感はありますね。

いま給食費の滞納問題が大きくクローズアップされていますが、滞納を続けている親たちの言い分は「他のウチも滞納しているのに何故ウチだけ払わなければならないのか」です。30年前、40年前の日本社会でこんな言い分は通ったでしょうか。モラルが低下し、集団の規範意識も希薄になっていると感じます。

しかし、あながち集団の規範意識だけの所為ではなく、これには日本人の宗教観も関わっているのではないかでしょうか。

報道でよく見聞きする人々の言い分は「他の人もやっているから信号を無視しても、飲酒運転しても、保険料を納めなくてもいいじゃないか」というものです。判断の基準は他人の行動であって、相対的。

例えば欧米など社会・文化の基本に宗教的価値觀がある国々では、神の前で許される行動であるのか自分に問う意識があります。つまり、他人が判断基準でなく、神と自分との問題なのです。

万引はれっきとした犯罪であって、見つかろうが見つかならかろうが絶対にしてはダメ、というメッセージを世の中に繰り返し繰り返し強烈にアピールしていく必要があります。

万引報道のあり方も見直す必要がありますね。隠しカメラを据えて万引犯のテクニックや店内行動を追い、ベテランの保安員が犯行を確認してレジ外で声を掛ける、

万防機構に現在設置されている5つの委員会（政策、調査研究、普及推進、広報、総務）はいずれも欠くことのできない重要な機能を担っているが、まだ十分認知されていない機構の存在と活動内容を広く社会に知って頂き、協働していくために、広報委員会の役割はきわめて重要。委員長インタビューの最後は、広報委員長をお務め頂いているTBS解説委員の吉川美代子さんにお願いした。

といった流れの番組はウチも時々やっているので自戒の念を込めてですが、もう役割を終えたと思います。

機構はその中心に居て、万引が如何に地域社会の治安を壊す入口となっているか、行政・警察・学校・ボランティア団体等は、どのように協働していくべきかを、興味本位でなく、真剣に取り扱っていく段階に来ていると考えています。出演者が「若い頃には私もやりました」などと安易に口走るような状況は直ぐにでも改めていかなくてはなりません。

2. 万防機構が行うべき広報活動の方向性

編集部：万防機構はまず何よりも調査研究に力を入れ、実態を把握した上で、様々な普及啓発や社会的建議・提言を行おうとして活動してきましたが、委員長のいわれるよう積極的な広報活動を開始する時期かもしれませんね。具体案をお持ちですか。

吉川：周辺の人々に「万防機構という団体があるのを知っている？」と聞くと、残念ながらほとんどが知りません。しかし、「マンボウの絵をキャラクターにしていて…」と説明すると、パッと理解してくれるようです。社会的なキャンペーンには、小難しい議論だけではなく、わかりやすいキャッチフレーズも、親しみやすいマスコットも、ステッカーも、広告塔も必要です。

いろいろな道具を活用して、万防機構の存在と活動をアピールして行こうではないですか。「マンボウの日」制定、「万引防止モデル地区」の選定、「商店街の春・秋まつりとの協働」、「万引防止モデル企業」、「年間マンボウ大賞」の表彰等、アイデアは限りがありません。

広く報道機関の協力を得ることはもちろんのこと、番組単位での協働を働き掛ける必要もあるかもしれません。いうまでもなくNPO法人としての節度の中で、ですが。編集部：たいへん積極的なご提言、誠にありがとうございました。

地域万防協便り

第5回 広島県・少年犯罪防止緊急対策プロジェクト

少年犯罪防止緊急対策プロジェクト

〒730-8511 広島市中区基町10-52

広島県県民生活部

子どもの犯罪被害防止対策プロジェクトチーム

【あるお店でのお話を】

お店の中で、陳列棚のお菓子をとって、包装を破り食べている幼児を見つけました。

すぐにその子に「そんなことをしてはいけないよ」と声をかけました。

そのときです。うしろから、「お金を払えばいいんじょ！（怒）」という親の声がしました。

本当にお金を払えばそれですむのでしょうか。

いつもこれでませていたら、この幼児に万引きをしなさいと教えているようなものです。

こんなところに少年犯罪低年齢化の原因が潜んでいないでしょうか。



- あなたは「万引きは犯罪だ」という認識はありますか？
- あなたは子どもに关心を持っていますか？
- あなたは子どもの手本となれますか？
- もし、子どもが万引きをしたらどうしますか？



減らす万引き 減らすアクション

そこで、広島県では…

平成16年度、少年非行の低年齢化に歯止めをかけ、次代を担う健全な青少年を育成するため、知事部局、教育委員会、警察本部の三者が「少年犯罪防止緊急対策プロジェクトチーム」を設置し、少年犯罪を1年間で10%減少させることを目標に、非行の入口といわれる万引きの防止に重点を置いて取り組みました。

1 主な取組み（平成16年度）

（1）広報・啓発

① ホームページ

実践事例の紹介のほか、紙芝居、万引き防止マニュアル、教材・資料をデジタルデータで提供することにより、万引き防止のデータベースとして活用。

URL <http://www.pref.hiroshima.jp/SPT/>

② ポスター、ステッカー

希望者に必要枚数を提供し、地域活動のツールとして活用してもらうことによる継続的な啓発を実施。



啓発ポスター



啓発ステッカー

※万引き防止の趣旨に賛同する企業・団体が、社会貢献活動の一環として広報啓発に協力。

（2）社会規範を守る少年の育成

各学校において、教員や警察等外部講師による犯罪防止教室の開催（小学校100%実施）。

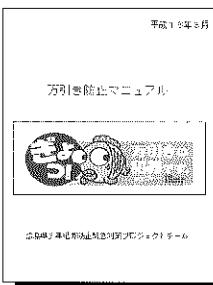
紙芝居や生徒指導資料など、子どもたちが万引きについて自ら考えるように工夫された新たな教材の提供。



（3）万引きをさせない環境づくり

① 万引き防止マニュアルの作成

防犯対策のほか地域ボランティアとの連携や万引き処理の留意事項なども盛り込み、店舗の防犯対策や従業員の意識向上に活用。



※万引きをさせないお店の環境づくりを推進するため、広く事業者や店員、保安員などの関係者から現場の実態を踏まえた意見を求めながら、「万引き防止マニュアル」を作成。

第1 万引きをさせない心構え

第2 万引きをさせないお店の雰囲気づくり

第3 万引きをさせないお店の環境づくり

第4 防犯機器

第5 防犯表示

第6 地域ボランティアとの連携による万引き防止活動

第7 万引き予防のための着眼点と対応要領

第8 万引きの現場を目撃した場合の対応要領

第9 万引き処理に当たっての留意事項

② 地域活動者交流会の開催

PTA、民生委員、児童委員、保護司、更生保護女性会、少年補導協助員などの関係者が参加し、地

域での実践活動の定着に向け情報交換。

2 プロジェクト事業を終えて

地域で子どもを見守り育てる動きが県民、事業者の間で広がるとともに、子どもたちによる万引き防止パトロールの取組みも始まりました。

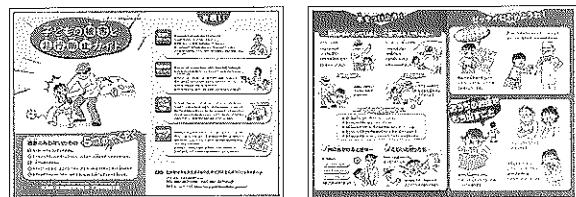
一方で、万引きの補導数全体では、減少したものの小学生は増加するなど、低年齢化の傾向が顕著となりました。

3 平成17・18年度の取組み

(1) プロジェクト事業のフォローアップ

平成17年度からは、子どもの安全な環境づくりを目的に設置した「子どもの犯罪被害防止対策プロジェクトチーム」において、事業のフォローアップをする中で、ホームページによる実践事例等の継続した紹介、啓発ステッカーの継続配布、啓発リーフレットの作成・配布、事業者、地域活動者等の意見・情報交換のための推進会議の開催など、低年齢層の少年に重点を置いた規範意識の向上に向けた取組みや万引きをさせない環境づくりの取組みが継続、定着したものとなるよう事業者、地域活動者、行政等が連携した取組みを実施しています。

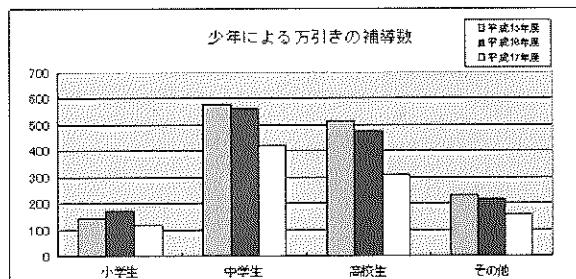
そのような中、各事業者においても、万引き防止に向け独自の取組みも行われるようになっています。



啓発リーフレット「被害と非行防止ガイド」



※事業者、地域活動者、行政関係者が集まり、万引き防止に向けた意見・情報交換のための推進会議開催。
(平成18年度からは、犯罪被害防止、非行防止の両面で開催)



	小学生	中学生	高校生	その他	合計
平成15年度	143	577	512	228	1,460
平成16年度	172	560	477	213	1,422
平成17年度	114	422	308	158	1,002

平成16年度、万引きの補導数全体では減少する中で、小学生については増加していましたが、平成17年度においては、万引きの補導数全体の大幅な減少とあわせて小学生についても減少しました。

(2) 各事業者の取組み

① 株式会社フタバ図書

書店・マルチメディア事業等を行っている株式会社フタバ図書では、万引き防止のため独自のポスター、ステッカーを作成し店舗に掲示するなど、万引き防止に積極的に取り組まれています。

万引きしにくい環境をつくるため、商品陳列の工夫、ミラー・カメラの設置とともに、お客様に「いらっしゃいませ」などの声かけをしたり、従業員が休憩室などに移動する際も回り道をして、お客様の居る場所を通って、あいさつするなど出来るだけお客様と接するように努めています。



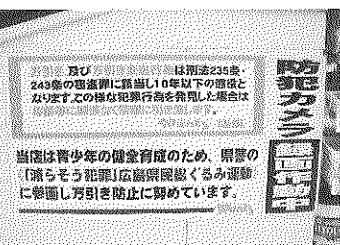
また、万引きした少年については、必ず警察、学校、保護者に連絡し、「万引きはいけないことだ」と本人に言い聞かせるなどして、万引き防止活動に取り組まれています。

② 株式会社ハーティウォンツ

医薬品、健康食品、化粧品等の販売業務を行っている株式会社ハーティウォンツでは、万引き防止に企業全体で取り組まれています。

企業として一番大事にされていることは、子ども犯罪の未然防止です。

取組みとしては、子どもだけでなく大人や従業員にも万引き防止の意識を高揚してもらうため、日々繰り返し万引き防止の館内放送を流したり、店舗、フロア、トイレに万引き防止のステッカーを貼付し、万引きは犯罪であることを身近に感じてもらうようにしています。



特に従業員には、来客者の目を見てあいさつするように繰り返し研修や教育を行なわれています。

4 今後の取組み

少年による万引きの補導数は減少傾向にありますが、グループによる犯行や万引きが常習化した事例も報告されており、万引き防止の取組みが継続・定着するよう事業者、地域活動者、行政関係者との意見・情報交換のための会議の開催などを通して、連携した取組みを行っていきます。

「防犯対策実態アンケート調査報告」

日本チェーンドラッグストア協会(JACDS)

日本チェーンドラッグストア協会では、「防犯対策実態アンケート」を平成18年6月に、各会員企業（小売業）にお願いし、197企業中68企業より回答を得ることができた。

悪質化する万引き手口や万引きが多発する商品、万引き防止対策など具体的な内容を把握し、万引きを未然に防止するために役立てていきたいと考えている。

1. 万引き犯罪の状況および傾向

万引きによる被害は、1店舗当たり、平均売上高2億6500千円（年間）に対し、売上高に占める万引きによるロス率は、推定で0.31%、1店舗当たり平均82万4千円と算出された。

部門別の万引き被害では、「増加している」と答えた企業は、「医薬品」が61企業中38企業（62.3%）、「化粧品」は61企業中46企業（75.4%）で日用雑貨、食品に比べ被害は拡大している。

最近の万引きの特徴的な傾向として、単独犯など一般的な万引きに対し、組織的な窃盗団による大量万引きや巧妙な手口によるものが増加している。3～4名で窃盗団を組織し、見張り役、商品を盗む役、カバンに入れ持ち去る役割を決め商品を持ち出すなどの手口が多い。一般的な万引きでは、1～2名が店員の手薄な時間帯に犯行に及んだり、携帯電話で仲間と連絡を取りながら万引きを繰り返したり、パッケージから中身だけを抜くなどの具体例があげられている。

万引きによる被害が多い商品として、窃盗団による大量万引きの代表例として、医薬品では「アリナミン類」「リップ」「キューピーコーワ」「ハイチオールC」などビタミン剤、養毛剤が上位を占め、健康食品では「コエンザイムQ10」などが多い。一般的な万引きの多い商品の代表でも「アリナミン類」などビタミン剤、養毛剤が多く占めている。化粧品では「マキアージュ」「ソフィーナ」などブランド品が多い。

市場価格が認知され、購買頻度が高く、継続性があり、さらに換金性の高い商品が狙われる傾向がある。

2. 万引き防止対策

万引き防止対策では、人的な対策の「積極的な声かけ」や「定期的に店内を巡回する」などを実施している店舗がもっと多く、有効性についても高い評価を得ている。

商品管理では「万引きの多い商品の空箱、ダミー陳列」の有効性は高いが「売り上げがダウンする」という意見もある。

ハード面では「万引き防止ゲート」や「監視カメラ」を設置する企業が全体の85%を超え、有効性も高い。

万引き防止ゲートは、非常に高い効果がある一方で、「タグ取り付け」「タグ本体」などのコストが

高いというコスト面のほか、「ゲートの誤作動が多い」「タグが大きくて取り付け位置が限られる」などの問題点も多く指摘されている。

以上の通り、JACDSでは、調査報告を基にドラッグストア企業、メーカー、卸、防犯機器メーカー、什器関連企業などと万引き犯罪の実態、防止対策などの共有化を図り、行政や各種団体にも働きかけを行い、今後の万引き防止対策に役立てて、「万引きをさせない店づくり」を実現していく。

■部門別の万引き被害の傾向

	医薬品		化粧品		日用雑貨		食 品	
	件数	構成比(%)	件数	構成比(%)	件数	構成比(%)	件数	構成比(%)
増加している	38	62.3	46	75.4	10	21.7	9	20.4
変わらない	21	34.3	12	19.7	34	73.9	34	77.3
減少している	2	3.3	3	5.0	2	4.3	1	2.3
	61	100.0	61	100.0	46	100.0	44	100.0

■万引き防止対策とその有効性

A. 人的対策および設備関係

(複数回答) N=68

内 容	実施している (件)	構成比	有効である (件)	構成比
①積極的な声かけ	62	91.2	49	72.1
②POPでの警告	52	76.5	18	26.5
③定期的に店内放送で警告	11	16.2	8	11.8
④定期的に社員が店内を巡回する	48	70.6	35	51.5
⑤保安員（私服）を配置し店内を巡回	22	32.4	23	33.8
⑥保安員（制服）を配置し店内を巡回	6	8.8	13	19.1
⑦監視ミラーを設置している	51	75.0	17	25.0
⑧監視カメラを設置している	58	85.3	28	41.2
⑨万引き防止ゲートを設置している	59	86.8	37	54.4
⑩レジにペイントボールを設置している	12	17.6	7	10.3
⑪チェッカーが防犯ベル、ホイッスルを携帯している	12	17.6	8	11.8
⑫店頭での買物カゴの手渡し	14	20.6	13	19.1
⑬大量万引き発生時の緊急連絡の徹底	49	72.1	29	42.6

B. 商品管理

(複数回答) N=68

内 容	実施している (件)	構成比	有効である (件)	構成比
①万引きの多い商品の空箱、ダミー陳列	67	98.5	58	85.3
②高額商品のクローズド陳列（ガラスケース等）	37	54.4	36	52.9
③高額商品のラッピング	47	69.1	27	39.7
④防犯シールの貼付（換金の予防）	38	55.9	16	23.5
⑤売場に死角をつくらない	21	30.9	18	26.5
⑥目に見えるところに高額商品を陳列する	32	47.1	21	30.9
⑦万引き防止タグの貼付	52	76.5	33	48.5

万防機構活動報告

平成18年度調査を実施中です

調査研究委員会では、昨年度に引き続き、平成18年度の青少年調査・小売業調査を実施中です。

最小限、2年度分の調査結果が無ければ、得られた数値を多いとも少ないとも言えない、との判断から昨年度の枠組みをそのまま踏襲して実査を行っています。もちろん文部科学省、警察庁からは引き続き協力を得ています。

(1) 青少年調査

全国47都道府県の小中高校、教育委員会のご協力を得ながら、小学校5年生・中学校2年生・高校2年生合計約1万1千人を対象としたアンケート調査を平成18年12月～平成19年1月に実施しました。回収は対象141校に対して昨年度より1校多い132校(93.6%)です。

(2) 小売業調査

青少年調査同様、小売業調査も初年度調査の枠組みのまま調査を継続することとし、全国868の小売業チェーンを対象としたアンケート調査を平成19年2月末から実施しています。

両調査結果とも6月開催の第2回通常総会の場で公表の予定です。

新年役員顔合わせ会を開催しました

2月6日(火)午後、新宿・東京厚生年金会館で新年役員顔合わせ会を開催しました。役員・オブザーバー合わせて22名の出席を得、事務局から機構活動経過を報告した後、普及推進委員会による「店舗保安業務に必要な小売・警備連携強化の方向性」提案と「万引通報代行構想」提案に関して、出席小売業団体・防犯団体を代表する理事等の間で、活発な討論が行われました。

起きてしまった万引犯罪の処理を巡って、現状では作業プロセスが必ずしも合理化されておらず、被害者である小売業側も、警察側も、他の関係者も必要以上の時間と労力を強いられている、「通報ルールの標準化」辺りから手を付けていくべきだ、という点で意見の一一致を見ました。本件は引き続き普及推進委員会で検討・推進されることとなりました。

「店舗保安業務の小売・警備連携体制」の検討を進めています

『万防時報』第4号掲載の(社)全国警備業協会・深山健男専務理事のトップインタビューにも述べられています通り、店頭における万引犯罪を防止し、起きてしまった犯罪を合理的に処理するためには、小売業と警備業の一層の連携関係構築が必須です。

現在、わが国の主要な13もの小売業団体が理事を送り込んでおられる万防機構では、普及推進委員会を中心となって、小売業・サービス業と警備業の具体的な連携のあり方について、検討を始めています。

地域万引防止協議会との連携

本機構は設立当初より地域の万引犯罪防止関連組織と連携して運動を展開しておりますが、最近では次の各地域で協議会が立ち上りました。

(1) 沖縄県：平成18年12月26日

(2) 愛知県：平成19年2月14日

(3) 北海道：平成19年3月19日

愛知県協議会の委員には本機構・加藤調査研究委員長がおられます。また、北海道協議会のキックオフ(平成18年11月23日)には河上理事長が基調講演を、3月19日の設立総会には福井事務局長が記念講演を行っています。

東京都庁 第1回「子どもに万引をさせない連絡協議会」が開催されました

「子どもの非行防止や健全育成に資するため、子どもの万引防止対策について協議し、子どもに万引をさせない取組を推進すること」を目的に設置された都庁の協議会(会長：日本女子大教育学科・清永賢二教授)が1月26日午後開催され、本機構からは若松普及推進委員長・福井事務局長が委員として出席しました。参加団体等は、健全育成団体・教育関係団体等14団体と東京都、教育庁、警察庁で、年末までに残り3回開催され、シンポジウムの開催・キャンペーン等の実施が予定されています。

警察庁・竹花豊生活安全局長勇退

東京都副知事として、万引犯罪対策に初めて本格的に取り組んで、本機構の立ち上げにも深く関与され、平成17年に警察庁に戻って生活安全局長を務めてこられた竹花豊局長が1月に警察庁を勇退されました。今後は民間の立場で活躍されると伺っています。

運営組織の活動をご報告します

第2回通常総会：6月18日(月)午後開催予定

調査研究委員会(青少年・小売業調査分析のため、4月に開催予定)

普及推進委員会(1月26日、3月9日、4月17日開催予定)

総務委員会(3月28日)

広報委員会(3月29日)

発行：特定非営利活動法人 全国万引犯罪防止機構

〒160-0004 東京都新宿区四谷1-2-8 Tel.03-3355-2322 Fax.03-3355-2344
e-mail info8@manboukikou.jp URL <http://www.manboukikou.jp>